入札公告

令和8年11月18日

下記のとおり一般競争入札に付します。

独立行政法人国際交流基金
日本語国際センター
契約担当職
副所長　諏佐　由有子

記

１．調達内容

(1) 調達件名：独立行政法人国際交流基金日本語国際センター施設管理・運営業務

(2) 業務内容：入札説明書及び仕様書による

(3) 契約期間：令和9年4月1日～令和12年3月31日

(4) 履行場所：入札説明書及び仕様書による

(5) 入札方式：一般競争入札（総合評価落札方式〔加算〕）による。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税法及び地方消費税法の規定により定められた税率により算定された額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

２．競争参加資格

(1) 独立行政法人国際交流基金会計細則第16条又は第18条の規定に該当しない者であること。

＜会計細則　抜粋＞

第 16 条　契約担当職は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第 23 条に定める一般競争及び会計規程第 24 条に定める指名競争（以下「競争」という。）に参加させることができない。

第 18 条　契約担当職は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後 2 年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

(1)契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2)公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3)落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4)監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5)正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(2) 令和7・8・9年度の競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」においてＡ

又はＢ等級を有する者であること。なお、グループで入札に参加する場合には、令和7・8・9年度競争参加資格（全省庁統一資格）の入札実施地域における「役務の提供等」において、代表者（下記（6）ア．に規定する代表者をいう。）にあってはA又はB等級に格付けされており、代表者以外の入札参加グループ員（下記（6）ア．に規定する入札参加グループ員をいう。）にあってはＡ、Ｂ又はＣの等級に格付けされている者であること。

全省庁統一資格および申請手続き等については下記ウェブサイトを参照のこと。（独立行政法人国際交流基金（以下「ＪＦ」という。）では競争参加資格審査ならびに登録手続きを行っていないので注意すること）。

※調達ポータルサイト

https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101#c4

(3) ＪＦまたは外務省から指名停止にされている期間中の者でないこと。

(4) ＪＦとの契約に関して過去1年において債務不履行、納期遅滞等を起こしたことがなく、適正な契約の履行が確保される者であること。

(5) 過去1年の間に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食中毒による行政処分を受けていないこと。

(6) グループでの入札参加について

ア．入札参加グループの結成

入札者が本業務のすべてを単独で遂行することができない場合には、技術提案書を提出する時までに、本業務のすべてを共同で遂行することにより入札に参加するグループ（以下「入札参加グループ」という。）を結成し、入札に参加することができる。その際、入札参加グループに参加する者を入札参加グループ員とし、入札参加グループ員のうち1名を代表者とするものとする。

入札参加グループ員は、他の入札参加グループに参加し、又は単独で入札に参加することはできない。（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合又は特別の法律によって設立された組合が入札に参加する場合におけるその組合員も同様とする。）また、入札参加グループを結成した場合には、すべての入札参加グループ員は、入札参加グループ結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成しなければならない。

なお、複数の者がそれぞれの特徴を相互に補完し、連帯責任をもって業務を実施する場合に構成するものを入札参加グループとし、受注者が委託を受けた業務の全部または一部を自ら行わず、第三者に外注してその実施を委ねる場合は再委託となる。入札者が本業務の全部または一部を入札者の子会社を含む第三者に再委託することは認めないが、あらかじめ技術提案書（入札説明書を参照）に再委託に関する事項について記載し、ＪＦ日本語国際センターの承諾を得て本業務の一部について再委託を行う場合には、この限りではない。

イ．入札参加グループの入札参加資格

全ての入札参加グループ員は上記(1)から(6)の全ての要件を満たしていること。

(7) その他入札説明書、仕様書に定める全ての要件を満たす者であること。

３．入札説明書・仕様書の交付方法及び質問の受付

(1) 交付方法：

交付希望者に対し、ファイル添付の上、 電子メールにて交付を行う。申し込み期間中に下記９．の連絡先まで電子メールにて請求すること。

(2) 申し込み期間：

令和8年11月18日（水）～ 令和9年1月15日（金）（17時締切）

(3) 入札説明書等に関する質問：

入札説明書を参照すること。

４．現場説明会（参加任意）

次のとおり現場説明会を行うので、入札に参加を希望する者はなるべく参加すること。

(1) 日時：令和８年12月８日（火）または９日（水）のＪＦ日本語国際センターが指定する時間（所要１時間）

(2) 現場説明会に参加を希望する者は、令和8年12月4日（金）17時までに下記９．の連絡先に電子メールにて参加申込みを行うこと（会社名、担当者名、連絡先を明記すること）。1社からの参加人数は4名までとする。

５．技術提案書等の提出

入札説明書を参照すること。

６．入札・開札

(1) 日時：令和9年2月12日（金）14時

(2) 場所：〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-36

ＪＦ日本語国際センター　第５会議室

(3) 開札：入札後即時開札する。落札結果はＪＦのホームページで公表する。

(4) 上記入札・開札に立ち会うことができない場合：

郵送等（宅配便等を含む。）による入札書類の提出を受け付ける。その場合、入札書は追跡可能な手段により、下記９．の担当者宛に以下の提出期限までに到着するよう送付し、WEB追跡システム等で到着を確認すること。持参は受け付けない。

提出期限：令和9年2月12日（金）12時（必着）

７.落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書で指定する要求要件のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。

８.契約及び契約条件等

(1) 契約書作成の要否：要

(2) 契約保証金:免除

(3) その他:入札説明書を参照すること。

９．担当部署及び連絡先

〒330-0074埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-36

独立行政法人国際交流基金　日本語国際センター教師研修チーム

担当：髙島/田島

電子メールアドレス：nc_bid@jpf.go.jp

電話：048-834-1181

※土・日・祝日を除く平日9時15分～12時30分、13時30分～17時45分

※電子メールで連絡する際は、会社名、担当者名、電話番号、電子メールアドレス等の連絡先を必ず明記すること。

１０．その他

(1) 入札、契約手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金：免除

(3) 入札の無効：本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

(4) 入札者に要求される事項：この入札に参加を希望する者は、技術提案書等を入札説明書に示す期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、ＪＦ日本語国際センターから技術提案書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 技術提案書等提出に伴う一切の費用は提出者が負担する。また、提出のあった技術提案書等は採否にかかわらず返却しない。

(6) ＪＦの主要な業務及び事業の改廃などやむを得ない事情が生じた場合には、当該事情に応じて、本契約の全部又は一部の解除等も含め、本契約の変更等を行うことがある。

(7) 契約履行状況について単年度ごとに評価を行い、評価結果に応じて契約を解除する場合がある。

(8) その他詳細は入札説明書及び仕様書による。

１１．施設概要

(1) 所在地：埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5 丁目 6 番 36 号及び 5 丁目 6 番 47 号

(2) 敷地面積：12,290 ㎡

(3) 構成・規模：

管理・研修棟：鉄筋（一部鉄筋鉄骨）造（地下 1 階・地上 3 階）

宿泊棟：鉄筋造（地上 5 階）

附帯施設：而学堂（木造平屋）・駐車場等

(4) 施設面積：管理・研修棟及び宿泊棟 10,509 ㎡、附帯施設 420 ㎡　　計 10,929 ㎡

(5) 竣工年月：1989 年 7 月

(6) 主な施設：研修室（小 6、中 8）、CL 室、図書館、ホール、事務室、所長室、会議室、講師室、食堂（セルフサービス方式）、自炊室、娯楽室、自習室、宿泊室（シングル 144）、洗濯乾燥室、ラウンジ、而学堂（和室 15 畳 2 間）、テニスコート、バレーコート

(7) 宿泊室利用実績（令和 7 年度）：24,954（人×日）

１２．事業概要

ＪＦ日本語国際センターは、所長、副所長、教師研修チーム、教材開発チームにより構成され、スタッフ約 70 名（日本語教育専門員、司書等含む）が主に以下（1）、（2）の事業を実施している。

(1) 研修事業：海外の日本語教師を主な対象として、日本語教授法の知識習得、教える技術や日本語能力の向上、日本の社会･文化への理解の深化や、教師としての自律的な成長を目指し、基礎研修（6 か月）、教授法研修（1.5 か月）、国別研修等、さまざまな研修事業を展開している。

(2) 教材開発事業：コースデザイン、授業設計、評価を考えるための枠組みである JF スタンダードの開発・普及に加え、さまざまな学習教材、日本語教師および学習者を支援するウェブサイトなどを作成、提供している。またＪＦ日本語国際センター内の図書館を運営している。

以　上

＜独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について＞

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされています。

これに基づき、以下のとおり当基金との関係に係る情報を当基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の提供及び情報の公表に同意の上で、応札もしくは応募又は契約の締結を行っていただくよう、ご理解とご協力をお願い致します。

なお、公告案件への応札もしくは応募又は契約の締結をもって所要の情報の提供及び情報の公表に同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

１．公表の対象となる契約先

次の何れにも該当する契約先

(1) 当基金において役員を経験した者が再就職している法人、又は当基金において課長相当職以上の職位を経験した者が役員等として再就職している法人

(2) 当基金との年間取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めている法人。

２．公表する情報

(1) 法人の名称

(2) 法人の事業概要

(3) 当該在職者の法人における役職

(4) 当該在職者の当基金における最終役職

(5) 直近の会計年度における取引高

(6) 法人の総売上高又は事業収入において当基金との取引高の占める割合が「3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満、3 分の 2 以上」の何れに該当するか

３．提供していただく情報

(1) 契約締結日に在職している当基金在職経験者に係る情報（人数、現在の職名及び当基金における最終職名）

(2) 契約締結日の直近の財務諸表（総売上高又は事業収入の記載があるもの）

４．公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内（4 月 1 日から 4 月 30 日までの間に締結した契約については 93 日以内）

以　上